

海外経済要録

米州諸国

110億ドルに押えるため多額の政府保有債権(28億ドル)の売却と備蓄物資の売却(10億ドル)(注)を実施することが前提となっていることも注目される。

(注) 予算技術上、ともに歳出減として計上される。なお両措置とともに議会の承認を要する。

行政予算内訳

(単位・億ドル)

◇米国予算教書

ジョンソン大統領は1月24日、1967年度の予算教書を議会に提出した。まず行政予算においては、歳出がベトナム特別費の増大を反映して1,128億ドルに膨張、当初予算としては初めて1千億ドル台をこえ、前年当初予算比13%という大幅の増加となつたが、歳入見積り額も経済の好況に加え、後述のような徴税促進措置もあって、1,110億ドルに及ぶものと見込まれ、赤字は1966年度見積り(64億ドル)を大幅に下回る18億ドル(7年来の最低)となっている。このように本予算は、前年度までの景気刺激型予算とは対照的にインフレ回避を重視しており、この点に最大の特徴があるといえよう。

すなわちジョンソン大統領は本予算が、ベトナム戦争と偉大な社会建設の2目標を進めるためのものである旨を強調し、ベトナム特別費を前年度の47億ドルから1967年度には105億ドルへ大幅に増額すると同時に、偉大な社会関係費も107億ドルから128億ドルへ21億ドル方増額した。この結果、1967年の国防費総額は、605億ドル(前年度比39億ドル増)と、戦後最高の支出が見込まれている。

しかしながら、その他の歳出については極力その圧縮がはかられており、とくにベトナム関係以外の国防費(前年度比17億ドル減)、農業関係費(9億ドル減)、宇宙研究費(3億ドル減)などの削減が大きく、ベトナム特別費を除いた歳出総額は前年度比6億ドル増にとどまっている。

また歳入面においては、財源の増加をはかるため、個人所得税源泉徴収率の累進化、法人税徴収の促進、一部消費税減税の中止などによって、前年度比110億ドルの増収を見込んでいる。

この結果、1967年度の予算規模はかなり拡大したにもかかわらず、政府の慎重な緊縮措置によって、当面はほぼ均衡の形をとることとなった。

もっとも、ジョンソン大統領は教書の中で「ベトナムの動向いかんによっては、年度内に補正予算を組むことも辞さない」旨明言しており、ベトナム情勢の推移いかんによっては予算規模が今後さらに拡大することもある程度避けがたいのではないかと思われる。また歳出を

	1966年度 見積り	1967年度 見積り	増減
歳 入	1,000	1,110	110
個人 所 得 税	514	562	48
法 人 所 得 税	297	344	47
消 費 税	92	89	- 3
そ の 他	97	115	18
歳 出	1,064	1,128	64
國 防	566	605	39
國 際 関 係	39	42	3
宇 宙 研 究	56	53	- 3
農 業 資 源	43	34	- 9
天 然 資 源	29	31	2
商 業 ・ 運 輸	32	27	- 5
住 宅 ・ 地 域 開 発	- 1	- 1	-
保 健 ・ 労 勤 ・ 福 祉	84	100	16
教 育	23	28	5
復 員 軍 人	51	57	6
國 債 利 子	121	129	8
一 般 行 政 費	25	26	1
予 備 費	1	4	3
重複控除	- 6	- 7	- 1
歳 出 超 過 (-)	- 64	- 18	

予算規模の推移

(単位・億ドル)

	歳 入	歳 出		収支戻
		計	うち 国防費	
1960年度	778	765	457	12
61〃	777	815	475	- 39
62〃	814	878	511	- 64
63〃	864	926	528	- 63
64〃	895	977	542	- 82
65〃	931	965	502	- 34
66〃(見積り)	1,000	1,064	566	- 64
67〃(〃)	1,100	1,128	605	- 18

◇米国、第3四半期の国際収支悪化

米商務省は、1965年第3四半期の国際収支統計から、従来の通常取引収支の発表を取り止め、いわゆる政府特

別取引を含めたこれまでの総合収支およびベルンシュタイン委員会の報告(40年5月号「要録」参照)に基づく新しい総合収支(balance on the basis of official reserve transaction)の二本を発表することとなった。

これまでの方式による1965年第3四半期の総合収支戻は、季節調整済みで4.9億ドルの赤字となり、前期(2.4億ドルの黒字)比7.3億ドルの悪化を示した。悪化の主因は、国際収支対策の効果一巡による民間資本流出の増加(4.8億ドル)および短資流出を主体とすると思われる誤差・記録外取引収支の赤字幅増大(2.1億ドル)である。

民間資本の流出超過額は、前期の5.5億ドルから第3四半期には10.3億ドルに再び拡大した。まず長期資本についてみると銀行の対外長期信用が前期の1.8億ドルの引揚げ超から0.7億ドルの流出超に転じたこと、前期に引き続き英國政府を主体とする外国人保有米国社債の売却額が2.4億ドル(前期2.6億ドル)の多額に達したこと、米国内における外国証券起債額が前期(2.3億ドル)を1.7億ドル上回る3.9億ドルに達したこと、など多くの赤字増加要因がみられたが、一方米企業の直接投資は、自主規制策に対する協力が若干効を奏して、その流出超過額は前期の8.9億ドルから5.2億ドルへと、3.8億ドルの減

少を示した。以上の結果、長期資本の流出超過額は、前期比0.7億ドルの増加にとどまった。また、国際収支対策による銀行その他の短期資本引揚げは第2四半期では一巡し、第3四半期の引揚げ超過額は、前期の4.8億ドルに対し0.8億ドルにすぎなかった。

貿易収支においては、鉄鋼輸入がほぼ前期並みの高水準を続けた一方、農産物輸出の伸びが目立ち、その黒字幅は前期と同額の12.8億ドルを記録した。

なお、フランスによる1.8億ドルの対米債務期限前返済は、総合収支の悪化をそれだけ緩和する要因となつた。

従来、国際収支の決済項目として取り扱われていた民間流動債務はベルンシュタイン方式においては取引項目における資本の流入として扱われることになったため、この方式に基づく1965年第3四半期の総合収支戻は、対外民間流動債務の純増(7.5億ドル)を映じて(前期は純減0.4億ドル)、2.6億ドルの黒字となった。

◆米国、IMFからカナダ・ドルを引出し

米国は1月4日、IMFから100百万米ドル相当額のカナダ・ドルの引出しを行なった。このカナダ・ドルは

米 国 の 国 際 収 支

(季節調整済み、単位・百万ドル、-は赤字)

		1964年				1965年		
		I	II	III	IV	I	II	III(2)
I 通 常 取 引 収 支(1)	-3,106	- 417	- 545	- 593	-1,551	- 788	106	- 649
A 経 常 収 支	8,560	2,206	1,930	2,199	2,225	1,508	1,995	1,850
1. 貿 易 収 支	6,669	1,739	1,468	1,673	1,789	923	1,279	1,285
(輸 出)	(25,288)	(6,149)	(6,067)	(6,382)	(6,690)	(5,586)	(6,748)	(6,806)
(輸 入)	(18,619)	(4,410)	(4,599)	(4,709)	(4,901)	(4,663)	(5,469)	(5,521)
2. 軍 関 係 収 支	-2,962	- 538	- 529	- 523	- 472	- 488	- 473	- 525
3. 投 資 収 益	4,053	1,055	1,050	1,045	903	1,175	1,242	1,133
4. そ の 他 の サ ー ビ ス	- 100	- 50	- 59	4	5	- 102	- 53	- 43
B 送 金・年 金・政 府 贈 与 等	-4,268	-1,018	-1,992	- 934	-1,234	-1,026	-1,258	-1,183
C 民 間 資 本 収 支	-6,237	-1,317	-1,231	-1,577	-2,112	-1,267	- 554	-1,032
1. 長 期 資 本	-4,241	- 732	- 702	-1,235	-1,572	-1,557	-1,038	1,111
(う ち 米 国 資 本)	(-4,351)	(-738)	(-796)	(-1,163)	(-1,654)	(-1,838)	(-791)	(-871)
2. 短 期 資 本	-1,996	- 585	- 529	- 342	- 540	290	484	79
(う ち 米 国 資 本)	(-2,111)	(-589)	(-548)	(-406)	(-568)	(297)	(424)	(49)
D 誤 差・記録外取引	-1,161	- 288	- 152	- 291	- 430	- 3	- 77	- 284
II 政 府 特 別 取 引	308	160	37	0	127	79	136	164
III 総 合 収 支(3)	-2,798	- 257	- 582	- 593	-1,369	- 709	242	- 485
IV 対 外 民 間 流 動 債 務	1,554	71	231	639	613	67	- 37	745
V 総 合 収 支(3)(ベルンシュタイン方式)	-1,224	- 136	- 351	46	- 783	- 642	205	260
(参考) (季節調整前)								
金 準 備 増 減 (-)	- 125	- 46	73	20	- 172	- 832	- 590	- 124
外 貨 準 備 増 減 (-)	220	228	- 258	45	205	58	56	413
IMFゴールド・トラスシュ増減(-)	- 266	- 131	- 118	- 135	118	- 68	466	- 329
対外公的機関流動債務増(-)減	-1,073	400	- 215	- 389	- 869	861	107	- 252
対外公的機関非流動債務増(-)減(3)	20	50	(4)	(4)	- 30	-	-	-

(注) (1) 当局で便宜上作成。

(2) 暫定計数。

(3) 旧総合収支では、対外公的機関非流動債務を取り扱っていたが、新方式では同債務を決済項目に算入。

(4) 50万ドル未満。

I MFに返済を行なう国に対して米ドルと引換えに売却されるものであり、この種のいわゆる技術的引出しが、今回が8回目でこの引出累計額は760百万ドルに達する。

なお、米国はこのほかに昨年7月3億ドルの引出しを行なっており、これを含めた引出累計額は1,060百万ドルとなるが、他の加盟国が米ドルの引出しを行なっているので、米国のネット債務(I MF保有米ドル残高から、米国クオータの75%を差し引いたもの)は1月4日現在527百万ドルとなる。

歐州諸国

◆ EMA協定の一部改正

EMA(欧州通貨協定)加盟国はこのほど、次のとおりEMAの有効期間を延長し、同時に現行協定に若干の改正を加えることを決定した。

(1) 協定の有効期間延長

従来EMAの有効期間は加盟国の同意を得て1年ずつ延長されてきたが、期間延長に関する手続きを簡略化するため、今回有効期間を1966年1月以降3か年とした。また協定から脱退を希望する国は少なくとも1年前に予告を要することに改められた。

(2) 欧州基金の信用供与に関する規定改正

欧州基金による信用供与については、これまですべて理事会、運営委員会その他関係委員会の承認が必要とされていたため、必要資金を迅速に供与し得ない嫌いがあったので、今後期間1年以内、金額50百万ドル以下の信用供与は運営委員会(Comité Directeur)のみの決定で行なうこととした。

(3) 多角決済制度の改正

多角決済制度をより有効に利用できるようにするために、利用国の債務決済期日を1か月延長し、翌月末とした。

◆ EEC、域内関税の10%引下げと対外共通関税の第二次接近(農産物)

本年1月1日以降、EEC諸国の域内関税はローマ条約の規定に従い基準税率(1957年1月1日現在の関税率)の10%相当分だけさらに引き下げられた。本措置は、フランス以外の5か国については昨1964年11月の5か国理事会で確認済みであったため、すでに自動的な引下げが行なわれており、フランスの態度が注目されていたが、1月上旬フランス政府はEEC当局に対し同國も10%引下げを実施する旨通告したため、6か国全部の引下げが実現したわけである。

今回の引下げの結果、EEC発足以来の域内関税引下げ率は工業製品につき80%、農産物につき65%となつた(ローマ条約では現在までに工業製品・農産物とも60%の引下げを規定)。

また、上記措置とともに对外共通関税への第二次接近もローマ条約に従い本年1月1日に実施された(接近率30%)。ただしこれは農産物に関してのみであり、工業製品に関してはすでに1963年7月に繰上げ実施済みであるため今回は据え置かれた。なお、工業製品の对外共通関税を、ローマ条約の規定する水準(1957年1月1日現在の加盟国の对外関税の算術平均)より20%低い水準としてきた従来の申合せを本年以降も継続するかどうかの問題(注)があつたが、これについてはフランスが1月初旬、5か国に対し、4月末までに接近目標に関する新たな決定を行なうよう提案しており、本問題は1月下旬の6か国理事会再開とともに検討される予定となっている。

(注) 1963年7月の第二次接近の際、接近目標をローマ条約の規定する水準より20%低い水準とする申合せ(第一次促進案により決定)も1965年末まで延長することに了解されていたため、本年にはいってこの申合せは失効、たまたまフランスのEECボイコットによりこれに代わる新たな申合せが成立しなかつたため、法律的にはローマ条約の規定する線まで接近目標が引き上げられ、その結果各国の对外税率が上昇することが不可避免となった。しかしフランスを除く5か国側は、ケネディ・ラウンドを控えた政策的配慮から実際上はとりあえず本年以降も税率を据え置くことを決定している。

なおEEC設立以来の域内関税、域外関税の推移は次のとおりである。

EECの関税引下げの推移

(基準関税は1957年1月1日現在のもの)

	域内関税 引下げ率 (%)			対外共通関 税接近率 (%)	
	工業 製品	農産物		工業 製品	農産物
		非自由 化品目	自由 化品目		
1959年1月1日	10	10	10	—	—
60年7月1日	10	10	10	—	—
61年1月1日(※1)	10	5	—	30	—
62年1月1日(※2)	10	10	10	—	30
62年7月1日(※3)	10	—	5	—	—
63年7月1日	10	10	10	30	—
65年1月1日	10	10	10	—	—
66年1月1日	10	10	10	—	30
第3段階移行	20	35	35	40	40
計	100	100	100	100	100

(注) ※1 第一次促進実施(同案は1960年5月12日決定)。

※2 第2段階移行。

※3 第二次促進実施(同案は1962年5月15日決定)。

◆ EFTA、域内関税の引下げ

EFTA7か国は、昨年12月の閣僚理事会決定に従

い、本年1月1日、工業製品に関する域内関税を基準関税(1960年1月1日現在の税率)の10%相当分だけさらに引き下げた。今回の引下げは1960年7月の第1回引下げ以来7回目に当たり、この結果EFTA発足以降の引下げ率は80%に達した。なお残りの20%については明年1月1日に撤廃することが予定されている。

工業製品に関する域内関税引下げの推移は次のとおり。

第1回	1960年7月1日	20%
〃2〃	1961年7月1日	10%
〃3〃	1962年5月1日	10%
〃4〃	1962年11月1日	10%
〃5〃	1964年1月1日	10%
〃6〃	1965年1月1日	10%
〃7〃	1966年1月1日	10%

◇英蘭銀行、F R Bスワップ利用状況を公表

英蘭銀行は、このほど四半期報(12月号)において、F R Bとの間のスワップ取決めの利用状況を公表した。これによると、英蘭銀行は同スワップ取決め268百万ポンド(750百万ドル相当)中、6月に129百万ポンド、7月に59百万ポンドを引き出し、さらに8月にはその残額80百万ポンド全額を引き出した。加えて8月にはF R Bとの間に50百万ポンド(140百万ドル相当)の追加スワップを取り決め、その全額を引き出した。その後9月前半に追加スワップ50百万ポンドを完済、さらに10、11月にもF R Bスワップの返済(金額未発表)が行なわれた。

なお、11月25日に契約期限の満了したワシントン輸出入銀行からの借款取決め250百万ドル(未利用)については、その契約期限が1年間延長された。

◇英国、米加両国に対する長期債務の返済を繰り延べ

英国は、1965年末に返済期限の到来した米国およびカナダに対する長期債務62百万ポンドの返済を、米加両国政府の了解を得て1年間繰り延べた。

今回の返済繰り延べ分は、1945~46年にわたって戦後処理のために米加両国から借款をうけた総額14億ポンド(現在の元利合計16.3億ポンド)のうちの一部であるが、英國政府はF R Bとの間のスワップ引出し分の返済を優先することを理由に両国にその返済繰り延べ方を申し入れたものである(注)。この結果上記借款の最終支払期限は1年延長され2004年となった。

(注) 本借款に関する支払協定(1957年改訂)により、英國は米加両国に対して返済の繰り延べを要求する権利を認められている。

◇英国、設備投資促進のため特別補助金制度を導入

英國政府は、1月17日、設備投資促進に関する白書(The White Paper on Investment Incentives)を議会に提出、現行の特別所得控除制度(investment allowance)(注)を廃止して、新たに特別補助金制度(cash grants for new investment)を導入する方針を明らかにした(3月末までに法制化を予定)。

(注) 設備投資促進のため1954年以来実施されている制度で、企業(業種を問わず)は普通償却のほかに、取得設備の種類に応じて取得額の15~40%を事業所得から控除することが認められている。

新制度の内容は次のとおり。

(1) 製造業、鉱業が新規に工場を建設あるいは機械を購入した場合、政府はその取得額の20%を特別補助金として交付する。(2) 政府が指定する開発地域(スコットランド、ウェールズの全域とイングランド西、北部で、いずれも後進地域)における当該設備投資については、政府は40%の特別補助金を交付する。

新制度の実施に伴う財政上の負担は年間200~250百万ポンドと、現行制度による財政負担と大差がないものとみられているが、新制度ではサービス業、建築業等が適用対象から除外され、また該当する設備投資を行なったものには収益の有無を問わずすべて特別補助金が現金で支給されるため、生産的投資促進策としての効果は現行制度より大きいものと期待されている。

◇英国、所得政策に罰金刑導入の構想を発表

プラウ恩英経済相は、12月20日、近く国会に提出が予定されている「物価・賃金引上げに対する事前警告制」(40年9月号「要録」参照)に関する法案の中に、罰金刑の導入を考慮している旨発表した。その概要は次のとおり。

(1) 以下に該当するものには50~500ポンドの罰金を課す。①賃上げの要求または物価の値上げについて事前通告を怠ったもの。②故意に資料の提出を怠りあるいは虚偽の報告を行なったもの。③政府が賃上げ要求を審査している間にストライキなどを行ない、経営者に対して賃上げを強要したもの。

(2) 上記の罰金を支払わないものには禁固刑を課す。

なおTUC(労働組合会議)では、12月22日の大会において、事前警告制および罰則の法制化に同意することを決定している。

◇英国政府、造船会社に経営参加

昨年11月上旬英蘭銀行からの特別融資をうけたFairfield造船会社(40年11月号、「要録」参照)は、経営の再

建をはかるため政府の資本参加をえて、1月7日新会社を設立した(注)。これは、ブラウン経済相が12月22日に発表した再建方針に基づくもので、新会社の資本金1百万ポンドのうち5割は政府が払い込み、残余については民間企業と労働組合が折半出資して、3者共同で経営にあたることとなっている。なお上記資本金のほか、当面の所要資金1.5百万ポンドについても政府融資が行なわれる予定である。

(注) 新会社は旧会社の債権債務を承継せず、旧会社の清算は別途行なわれる模様。

◇西ドイツ、売オペレートの引上げ

ブンデス銀行は1月7日、売オペレートを下記のとおり引き上げた。ブンデス銀行は今回の引上げを市中金利の上昇に追随したものと説明しているが、今回の措置が、ドレスナー・バンクの発行した短期金融債の金利(旧売オペレート比 $\frac{1}{4}\sim\frac{1}{8}\%$ 高)「別項」参照との格差調整をはかったものであることは否定できないとみられている。

ブンデス銀行の売オペレート

	新レート	旧レート	引上げ幅
	%	%	%
大蔵省証券			
30-59日もの	3%	3 $\frac{3}{4}$	$\frac{1}{8}$
60-90日	4	3 $\frac{3}{8}$	"
割引国庫債券			
6ヶ月	4 $\frac{1}{8}$	4 $\frac{3}{8}$	$\frac{1}{2}$
1年	5	4 $\frac{1}{2}$	"
1年半	5 $\frac{1}{8}$	4 $\frac{5}{8}$	"
2年	5 $\frac{1}{4}$	4 $\frac{3}{4}$	"
食糧証券			
30-59日	4	3 $\frac{7}{8}$	$\frac{1}{8}$
60-90日	4 $\frac{1}{8}$	4	"

◇西ドイツ、大銀行の金融市场証券発行

西ドイツ3大銀行の一つであるドレスナー・バンクは、本年1月3日から、金融機関向けに割引金融市场証券を売り出した。

その発行条件は次のとおり。

(1) 期間および売出しレート

6ヶ月もの	4 $\frac{1}{2}\%$
1年もの	4 $\frac{3}{4}\%$

ただし金利は毎週変更されうる。なお買戻しマージンは売出しレートの $\frac{1}{8}\%$ 高。

(2) 額面金額および発行方式 最低1百万マルクの記名式証券で割引発行

(注) 発行限度額は、「金融機関の自己資本と流動性に関する原則」

により規制されており、ドレスナー・バンクの場合最高9.4億マルク(保証自己資本金の1.5倍)となる。

ドレスナー・バンクが今回金融市场証券を発行したのは、当面の資金繰りひっ迫に対処したものとみられるが、同行では、戦前と比べて機能の薄れた割引市場の育成強化を意図したものと説明している。

同金融市场証券の発行に関してとくに注目されるのは、その発行代り金および金利が、それぞれ準備預金制度および預金金利規制の対象とならないため、これが非金融機関に売り出された場合、これらの法的規制の効果が減殺される点(注)で、今後こうした動きが生じた際、ブンデス銀行がどのように対処するかが注目されている。

(注) 金融機関から受け入れた資金については、もともと預金金利規制の対象とされておらず、また長期金融機関から受け入れた債務以外は準備預金制度の対象外とされている。

◇フランス、流動比率の引上げ

フランス銀行は1月中旬、1月の流動比率(coefficient de trésorerie)を3%引き上げて35%とすることを決定した。本措置は、年末金融対策として12月の流動比率を34%から32%に引き下げたとの季節的調整措置であると説明されている。今回の引上げ幅は12月の引下げ幅(2%)を上回っているが、これは国債強制保有率の引下げ(7.5%→5.0%、別項参照)が事実上の金融緩和効果をもつ点を考慮したものである。

◇フランス、国債強制保有率の引下げ

フランス大蔵省は12月21日、国債強制保有率を従来の7.5%から5%に引き下げ、12月末から実施することを決定した。本措置は、租税の自然増収に伴う国庫資金繰りの緩和を背景として実施されたもので、そのねらいは財政の市銀依存度を軽減し、金融正常化を進める点にあるとみられている。なお最近における国債強制保有率の推移は次のとおり。

1964年1月	15 %→13 %
〃 5月	13 %→10 %
〃 10月	10 %→7.5%
1965年12月	7.5 %→5 %

◇フランス、貯蓄金庫預金金利等の変更

フランス大蔵省は銀行預金金利の引上げ(40年12月号「要録」参照)に即応して、貯蓄金庫の預金金利等の変更を決定、本年1月から実施した。新制度の概要は次のとおり。

(1) 預入限度15フランの現行預金のほかに、預入限度15千フランのB預金を認める(1人当たり預入限度30千フ

ン)。

(2) 金利はB預金を含め一律3.0%とする(現行金利は10千フランまで民間貯蓄金庫3.0%、政府貯蓄金庫2.8%、10千フラン超2.4%)。

(3) 利息免税扱いを現行10千フランから15千フランに引き上げる。B預金利息については課税対象とし、源泉もしくは総合課税の選択納税を認める。

本措置の結果、貯蓄金庫の預金金利は本年1月に新設された銀行の貯蓄預金(40年12月号「要録」参照)の金利と同一水準となった。貯蓄金庫預金は15千フランまで免税特典を有するので(銀行の貯蓄預金には免税特典なし)、貯蓄金庫は零細預金獲得には有利な立場に立つが、15千フラン超の預金については銀行の貯蓄預金との間に金利、税制面で格差がないため、両者の競争は激化するものとみられている。

◇フランス、起債規制の緩和

フランス大蔵省は、1月7日、現行の起債規制(注)を次のとおり緩和する旨発表した。

(注) 国債および国有企业債の優先的消化をはかる見地から実施されているもので、1件1百万フランをこえる起債はすべて大蔵省の事前許可を要することとされている。

(1) 15百万フラン以内の起債は事前許可を要しないこととする。ただし企業は起債の態様(modalité)および起債日を2週間前までに大蔵省に届け出ることを要する。大蔵省は金融情勢その他からみて必要と認める場合に当該起債の条件の変更または起債日の延期を求めることができる。

(2) 15百万フラン超30百万フラン未満の起債については事前許可を必要とするが、起債日については企業が自由に決定しうることとする。ただし企業は(1)の場合と同様、大蔵省に対して起債日の2週間前までに起債の態様および起債日を届け出ることを要し、また大蔵省はこれに対しても変更請求権をもつ。

(3) パリ証券市場の上場会社が転換社債を発行する際、その全額を株主に割り当てる場合には、その金額のいかんにかかわらず事前許可を要しないものとする。

(4) 事前許可の手続を簡素化する。

本措置は、国庫の起債市場に対する依存度の低下ならびに安定政策の奏効による金融市場の需給緩和を背景にとられたものであって、企業の設備資金調達の順便化をはかるためのものである。

◇フランス、E F A C制度の廃止

フランス大蔵省は、1月8日、為替管理簡素化の一環としてE F A C(Exportations, Frais, Accessoires)制

度を廃止した。

同制度(1948年4月創設)は、輸出代金の一定割合につきその集中義務を免除し、輸出者がこれを貿易外支払(許可不要)および輸入禁止品目の輸入(要許可)に当てるなどを認めるものであったが、今回同制度が廃止されたのは次の理由によるものとされている。

- (1) 自由化の進展に伴い、貿易外支払については利用のメリットが乏しくなったこと、
- (2) E F A C勘定の開設先である為銀の事務が煩雑であるため、為銀からその改善が強く要望されていたこと、
- (3) 本年1月1日に輸出の登録(domiciliation)制度が廃止された結果、E F A C制度の存続が技術的にも困難となったこと。

なお、E F A C制度の下で認められていた輸入禁止品目の輸入権は、今後輸出業者証明書(注)(Carte d'exportateur)を所持する企業に与えられることとなる模様である。

(注) 輸出が生産高ないし取扱い高の一定割合をこえる企業に交付されるもので、本証所持企業は特別償却、諸税の支払時期緩延などの特典を与えられている。

◇フランス、新内閣の成立

フランスでは大統領選挙の結果ドゴール大統領が再選されたが、これに伴い内閣改造が行なわれ、1月8日、第3次ポンピドー内閣が成立した。新閣僚は次のとおりであるが、このうちドブレ蔵相には経済関係各相を、統括する権限が与えられた点が注目される。

首相 Georges Pompidou(留任)

文化担当国務相 André Malraux(〃)

行政改革担当国務相

Louis Joxe(〃)

地方・海外領土担当国務相

Général Pierre Billotte(新任)

法相 Jean Foyer(留任)

外相 Maurice Couve de Murville(〃)

内相 Roger Frey(新任)

国防相 Pierre Messmer(留任)

経済・財政相 Michel Debré(新任)

文相 Christian Fouchet(留任)

建設・公共事業相

Edgard Pisani(前農相)

農相 Edgar Faure(新任)

工業相 Raymond Marcellin(前厚相)

労働・厚生相 Jean-Marcel Jeanneney(新任)

郵政相 Jacques Marette(留任)

在郷軍人相 Alexandre Sanguinetti(新任)

青年・スポーツ相

François Missoffe(新任)

科学技術相

Alain Peyrefitte(前情報長官)

情報長官

Yvon Bourges(新任)

◇ベルギー自己資本比率制度の改訂

ベルギーの銀行委員会はこのほど、銀行の遵守すべき経営比率として従来適用してきた支払能力比率(coefficient de solvabilité)制度を改訂するとともに、その名称を自己資本比率(coefficient de fonds propres)制度と改めた(1965年10月26日発効)。

新制度の特徴は、対象となる市中銀行をその資産運用状況に応じて区分し(従来は資金量によって区分)、それぞれに異なる自己資本比率を適用することにより銀行経営の健全性強化を意図した点にある。銀行の区分方法および自己資本比率は次のとおり。

1. 銀行の区分方法

(1) 銀行の資産勘定をその危険度に応じて数グループに分類し、これに危険度に応じたウェイトを付する(たとえば、当座貸越、銀行引受手形等は $\frac{1}{4}$ 、支払承諾見返り、証書貸付等は $\frac{1}{2}$ 、再割適格商業手形等は $\frac{1}{4}$ 、コール・ローン等は $\frac{1}{8}$)。

(2) 各銀行のグループ別資金運用残高(過去1年間の月末残高の平均)に上記のウェイトを乗じ、その合計額(加重資金運用額)と外部負債(fonds de tiers)との比率(これを分類比率 coefficient de classement と呼ぶ)を算出する。

(3) 分類比率の大小により銀行を11のグループに区分する。

2. 自己資本比率

分類比率 (加重資金運用額) 外部負債	自己資本比率 (自己資本) 外部負債
35% 未満の銀行	最低 5%
35%～42	〃 6 〃
42%～49	〃 7 〃
49%～56	〃 8 〃
56%～63	〃 9 〃
63%～70	〃 10 〃
70%～77	〃 11 〃
77%～84	〃 12 〃
84%～91	〃 13 〃
91%～98	〃 14 〃
98%以上	〃 15 〃

なお、自己資本比率が規制限度を下回った銀行が、増

資によりこれを是正しようとする場合には、7か月間本制度の適用が猶予される。

◇スイス、景気関係抑制法を改訂

スイス連邦政府は12月中旬、本年3月16日で期限切れとなる景気関係抑制法(40年2月号「要録」参照)を、建築活動の規制に関する部分を除いて1年間延長することを決定した。政府はこれと同時に、同法に基づき実施中の現行市中貸出規制を本年もほぼ同一内容のまま適用することとした。これにより本年中の市中貸出の増加額は昨年と同様、1960年ないし61年の増加額のうちいかだ大きい方の79%以下(ただし抵当貸出については従来の120%以下を130%以下に改訂)に抑えられることになった。

今回の措置は、国内経済の過熱の度合いがやや薄らいだものの、インフレ圧力がなお根強い現状に対処して実施されたものとみられる。

◇スイス、市中割引金利の引き上げ

スイス市中銀行は、一流商業手形の割引最低金利を従来の3%から3.5%に引き上げ、1月1日から実施した。これは、コール・レートの高騰、国債利回りの上昇など、国内金融・資本市場のひっ迫に対処してとられた調整措置である。この結果、市中割引最低金利と公定歩合(1964年7月以降2.5%)との開きは1%に拡大した。なお同金利は、1964年4月(2→2.5%)、同年12月(2.5→3%)にそれぞれ引き上げられている。

◇ガーナ、公定歩合を引き上げ

ガーナ中央銀行は、公定歩合を4.5%から7%に引き上げ、1月15日から実施した。

これは、内需の抑制とこれによる輸入の削減を通じて国際収支の改善を図るためとされたものである。

なお、今回の公定歩合引き上げと同時に海外旅行費、留学費の削減、輸入金融規制の強化などの措置が実施された。

アジアおよび大洋州諸国

◇第1回アジア工業化会議の開催

エカフェ(国連アジア極東経済委員会)主催第1回アジア工業化会議は昨年12月6日から20日までマニラにおいて開催された。

これは、エカフェ諸国の工業化をめぐる問題点ならびに解決策を検討するとともに、工業化に関する域内協力

を推進することを目的として、1967年に開催予定の国連の世界工業化シンポジウムに備えて開催されたものである。同会議では、①エカフェ事務局に対し、鉄鋼、肥料、アルミニウム、パルプ・紙、機械・運輸設備、石油化学の6部門を中心地域内工業化に関する具体的計画の立案を要請する、②アジア工業化会議を今後3年に1回開催するほか、③上記会議の諮問ないしこれに対する勧告、助言を行なう常設機関として新たにアジア工業開発理事会(少なくとも年に1回開催)を設置する、などの措置が決定された。

◇フィリピン中央銀行、公定歩合引下げなど金融緩和措置を決定

フィリピン中央銀行は、1月21日、公定歩合の引下げなど次のような金融緩和措置を決定した(カッコ内は改訂前)。

- (1) 公定歩合を4.75%(6.0%)に引き下げる。
- (2) 支払準備率を次のとおり引き下げる。

貯蓄預金	8.0% (10.0%)
定期預金 30日	6.0% (10.0%)
〃 30日を超えるもの	5.0% (10.0%)

 なお、当座預金については当分の間据置く(10.0%)
- (3) 商業銀行に対する再割桿—純資産の50%—拡大のため算定基準時点を1965年12月末(1965年3月末)に変更する。
- (4) 商業銀行の中央銀行に対する輸入保証金の再預託割合を50%(100%)とし、30日後にはさらに25%とする。

今回の措置は、金融引締め政策の浸透および一昨秋來の輸出伸び悩みによる市中流動性の減少からこのところ企業の操業率が低下し、失業者が増加するなど景況の停滞が一段と目立ってきたため、これに対処してとられたものである。

◇インドネシア、新輸入為替レートを発表

インドネシアは、昨年12月21日、従来の輸出入為替レート1米ドル=250旧ルピア(12月13日以降1,000旧ルピアを1新ルピアに変更——40年12月号「要録」参照)を名目上維持しながら、新たに輸出報償金ないしは輸入付加金として1米ドルにつき9,750旧ルピアを加算することにより、実質為替レートを1米ドル=10,000旧ルピア(10新ルピア)とする措置を実施した。

これは、昨年10月のクーデター未遂事件以来のインフレの高進およびルピアの対外価値の暴落(ヤミ市場相場は当時1米ドル30~40千ルピアと伝えられた)に対処し、輸出入為替レートを実勢に接近させることをねらいとし

たものである。

なおこれに伴い輸入税は輸入為替レートと輸入付加金の合計額に対して賦課されることとなった。

◇台湾、預金支払準備率の引下げ

中央銀行は昨年12月24日、預金支払準備率の2%ないし3%方引下げを決定、本年1月1日から実施した。新準備率は次のとおり。

		改訂後	(改訂前)
(1)要求払預金	商業銀行	12%	(15%)
	特殊銀行	10%	(12%)
(2)定期預金	商業銀行	8%	(10%)
	特殊銀行	6%	(8%)

(注) 特殊銀行とは、台湾銀行・台湾土地銀行・合作金庫・中央信託局・交通銀行および中国銀行の6行。

今回の措置が採られた背景としては次の諸因があげられる。すなわち、昨年初来砂糖輸出の不振を主因とする輸出の伸び悩みから、銀行預金の増勢が鈍化し、かたがたここ数年来の好況を背景に設備資金需要がいぜんとして強いため、銀行の資金繰りは窮屈となり、これに加え、旧正月を控えて資金需要が一段と強まる気配から、これを緩和するために採られたものである。

◇韓国、1966年度予算

昨年12月4日成立した韓国の1966年度(暦年)予算は、前年度に引き続き収支均衡予算であるが、その規模は1,220億ウォン(1ウォンは約1.3円)と、前年度(最終予算)を3割方上回る大型予算となっている。その内容をみると、歳出面では、まず財政投融資が、本年末をもって完了する第1次5か年計画の開発事業完遂のため、前年度比34.8%方増加しているほか、一般経費および国防費も、公務員、軍人の給与引上げを主因に、それぞれ24.1%、31.6%増と、軒並み増加を示している。一方、歳入面では、こうした歳出の増大にもかかわらず、米国の経済援助削減を反映し、見返資金受入れ(前年度比8.5%増、その歳入総額に占める割合は、昨年度の30.1%から本年度は25.4%へと低下)に多くの期待がかけられないため、所得税、法人税の累進率強化(最高税率をそれぞれ45%から50%へ、30%から35%へと引上げ)、物品税の課税対象拡大・税率引上げなど、大幅の増税を余儀なくされているが、最近の徵税実績は必ずしもよくないことから、今後の運営には慎重な配慮が必要であろう。

1966 年 度 予 算

(単位・億ウォン)

歳 入				
	1966年 度予算	構成比 %	1965年 度予算	前年度 比 増 %
租 税	662	54.2	535	23.6
うち 内 国 税	505	41.4	411	22.7
関 税	157	12.8	124	26.5
専 売 益 金	75	6.1	36	108.4
そ の 他	174	14.3	91	93.3
小 計	911	74.6	662	37.6
見返資金(米国援助)	309	25.4	285	8.5
合 計	1,220	100.0	947	28.9
歳 出				
	1966年 度予算	構成比 %	1965年 度予算	前年度 比 増 %
一 般 経 費	535	43.8	431	24.1
国 防 費	385	31.6	293	31.6
投 融 資	295	24.2	219	34.8
そ の 他	5	0.4	4	12.5
合 計	1,220	100.0	947	28.9

◇豪州、商業銀行のオーバードラフト未使用残高に対する利息徴求

同國の商業銀行は、準備銀行と協議の結果、本年1月1日からオーバードラフトの限度額が5万ポンド以上の貸出先の未使用残高に対し新たに下記の利息を徴求することとなった。

未使用残高がオーバードラフト限度額の

10%以下のもの	無 利 息
10%をこえ50%以下のもの	年率 0.5 %
50%をこえ75%以下のもの	〃 0.75%
75%をこえるもの	〃 1 %

ただし、政府、地方公共団体、病院、教会、羊毛集荷業者などに対しては適用しない。

これは、近年同国において、オーバードラフト未使用残高を利用した非公認の金融取引である「企業間貸出」(注)が盛行をみているほか、多額の未使用残高の存在が金融政策の効果的実施を困難にしていたため、とられたものである。

(注) 企業間貸出とは、資金不足に直面している企業が、資金調達に当たり自己の保有するオーバードラフト未使用残高を使用せず、それを見合に資金の余裕のある企業から融資をうける取引であるが、その際の適用金利がオーバードラフト金利に比し割安かつ、預金金利より割高であるところから貸借双方にとって有利であるため、利用度は高く、一種の非公認金融市場を形成するに至っていた。

共 产 圈 諸 国

◇ユーゴスラビア、デノミネーションの実施

同國政府は、予定どおり、1月4日100分の1のデノミネーションを実施した。これによると、新通貨単位は、従来どおりディナール(Dinar)と呼称され、対米為替レートは1ドルにつき1,250旧ディナールから12.5新ディナールに変更された。なお旧ディナール通貨の回収期間は今後2年ないし3年間と予定されている。

この措置は、昨年7月に実施された平価切下げなどと関連のある一連の経済改革措置(40年8月号「要録」参照)で、その実施については同經濟改革措置が公表された際に明らかにされていたものである。